プロギングドッグ協会規約

第１章　名称及び事務所

第１条　本協会はプロギングドッグ協会（英称：PloggingDogAssociation）と称する。
第２条　本協会は事務所を東京都板橋区南常盤台1丁目11番6号に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　①本協会は、「犬が愛される社会を、犬を愛する人たちがコレクティブとなって創ること」を理念とする。

②犬と暮らす日常に、新しいマナーやスキルをプラスオンすることで、楽しく健康的に犬の社会的地位向上を飼い主自身が目指す。

犬たちが地域社会から愛されるために「犬と暮らす人はマナーが素晴らしい」と多くの人に認知してもらうことを目的として、下記を行う。

記

（１）“犬を知ること”を常にアップデートする
（２）愛犬と散歩するためのマナーとスキルを向上する
（３）各地域で愛犬と”いつもの散歩道”をきれいにする

第４条　本協会の事業は、下記のとおりとする。
（１）各関連組織、団体の決定した目的および事業に対する助言ならびに指導
（２）プロギングドッグアクションイベント主催、その他のイベントの公認ならびに運営と指導
（３）プロギングドッグアクションに関するセミナー及び講習
（４）犬とより良い関係を築くためのセミナー及び講習並びに賛同者の育成
（５）会員の登録に関する業務
（６）プロギングドッグアクションの普及及びマナーの啓発
（７）その他、目的を達成するために必要と認める業務

第３章　資産及び会計

第５条　本協会の資産は、次に掲げるものから成る。

（１）設立後の寄附金品

（２）諸種の財産から生じる果実

（３）事業に伴う収入

（４）その他の諸収入

第６条　本協会の資産の内、次に掲げるものを基本財産とする。

（１）基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

（２）前2号に掲げる財産から生じる果実

（３）将来基本財産として繰り入れられる金品

この基本財産は原則として処分してはならない。但し、特別の理由が認められる場合には、理事会の決議を経て処分することができる。

第７条　本協会の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第８条　資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第９条　本協会の予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第１０条　本協会の会計年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

第１１条　本協会の決算については、毎会計年度終了後２ヶ月以内に監事の監査を経た上、理事会の承認を受けるものとする。

第１２条　決算の結果剰余金を生じた時は、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積立てるものとする。

第４章　役　　員

第１３条　本協会に、次の役員を置く。

理事長　　1名

常務理事　　1名
理事　　1名
監事　　1名

第１４条　理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

１　理事長は、本協会を代表し、業務を総理する。

２　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故等の不測の事態が起きた際は、理事長を代行してその職務を行う。

第１５条　理事及び監事は、理事会において選任する。

１　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。但し、再選を妨げない。

２　理事は、本協会の事務を処理する。

３　監事は、本協会の理事又は他の職務を兼任することができない。

第１６条　役員の任期は、次の通りとする。ただし、再任を妨げない。

理事　　2年

１　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

２　理事及び監事は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第５章　会　　議

第１７条　会議は、理事会のこととする。

第１８条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

１　理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

２　理事会に出席することができない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して表決することができる。

３　理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

４　理事会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第１９条　次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経なければならない。

（１）寄付行為の変更

（２）基本財産の設定及び処分

（３）毎事業年度の事業計画の設定及び変更

（４）収支予算及び決算

（５）剰余金又は損失金の処理

（６）借入金額の最高限度の決定

（７）本協会の解散

（８）その他重要な事項

第６章　寄付行為の変更

第２０条　この寄付行為を変更しようとするときは、理事の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。

第７章　解散及び合併

第２１条　やむを得ない理由あるときは、理事の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得て本協会を解散することができる。

第２２条　本協会が解散したときは、理事がその清算人となる。

第２３条　本協会が解散した場合の残余財産は、理事会の議決を経て処分するものとする。

第８章　雑　　則

第２４条　この寄付行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

第９章　附　　則

本協会設立当初の役員は次の通りとする。

理事長　井手香織